

## 2024年度の最低賃金引き上げ額が決定！

都道府県ごとに決める2024年度の最低賃金について、地方を中心に大幅な引き上げとなっています。国の審議会が示した時給ベース引き上げ額の「目安」の50円を上回ったのは27県で、平均で55.4円の引き上げとなり、2002年度以降の現行制度下で最大となっています。

各都道府県での協議の結果、上げ幅が最も大きかったのは徳島の84円で、34円の上乗せは2002年度以降では最高額となっています。さらに、岩手と愛媛が59円で続いている状況です。厚生労働省の集計によると、2024年度の最低賃金の全国加重平均は1,055円となり、2023年度から51円上がることになり、10月1日から各地で順次適用されます。

新型コロナウイルス禍の2020年度に、目安額の提示を見送っていますが、その翌年の2021年度は国の目安超えが7県あり、足元はともに拡大傾向にあります。特に目安を上回って上げているのは、最低賃金の水準が低い地方が中心となっています。

これは、他県より1円でも高くして、物価高に対応し、人材獲得でも優位になるようにしたいとの思いが、強くあらわれています。したがって、しっかりした給与を払えず、人手を確保できない会社は、事業の継続が大変難しくなっているように感じます。

現在の最低賃金が、最も低い岩手県では、時給893円から59円引き上げて、952円にすると決めています。これは、54円上げて951円とした秋田県を抜き、最下位を脱しています。

中小を中心に企業にとって大幅な最低賃金の引き上げは、人件費の増加につながるため、容易には受け入れ難い状況です。

一方で「給料が低い県」というイメージも払拭したいとの思いもあり、他県と比べた順位は意識せざるを得ないようです。

岩手県と同じく59円上げを決めた愛媛県では、労使含めて全会一致で結論をまとめています。これは、このままでは、他県への人材流出が加速してしまうという危機感を共有できたことにあるようです。

このような人手不足の現状は地方に限らず大都市でも深刻で、最低賃金の水準を大きく超える賃金での人材獲得競争も激しくなっています。

すでに市場の時給水準は、最低賃金を上回って推移しており、今後の人材獲得競争にどのように対処していくかが、今後の経営にも大きな影響を与えかねないような状況になってきています。

### 全都道府県の最低賃金額

国の目安	引き上げ額		三重県	引き上げ額	
	一律50円	(平均)1054円		50円	改定後
北海道	50	1010	滋賀県	50	1017
青森県	55	953	京都府	50	1058
岩手県	59	952	大阪府	50	1114
宮城県	50	973	兵庫県	51	1052
秋田県	54	951	奈良県	50	986
山形県	55	955	和歌山県	51	980
福島県	55	955	鳥取県	57	957
茨城県	52	1005	島根県	58	962
栃木県	50	1004	岡山県	50	982
群馬県	50	985	広島県	50	1020
埼玉県	50	1078	山口県	51	979
千葉県	50	1076	徳島県	84	980
東京都	50	1163	香川県	52	970
神奈川県	50	1162	愛媛県	59	956
新潟県	54	985	高知県	55	952
富山県	50	998	福岡県	51	992
石川県	51	984	佐賀県	56	956
福井県	53	984	長崎県	55	953
山梨県	50	988	熊本県	54	952
長野県	50	998	大分県	55	954
岐阜県	51	1001	宮崎県	55	952
静岡県	50	1034	鹿児島県	56	953
愛知県	50	1077	沖縄県	56	952

(注) 太字は国の目安を上回る引き上げ額

(日本経済新聞より抜粋)

### CONTENTS

#### 2024年度の最低賃金

引き上げ額が決定！…………… P.1

健康保険証の廃止で、

マイナ保険証は不可避か？… P.2

会社負担の健康診断費用

における注意点…………… P.3

定額減税における住民税

非課税世帯などへの給付…… P.4

定額減税がふるさと納税の

限度額に与える影響…………… P.4

育児休業給付の

延長手続きが厳格化…………… P.5

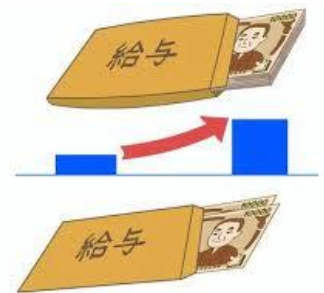
9月度の税務スケジュール…… P.5

今月の名言録…………… P.6

無料相談会実施中…………… P.6

最新情報は  
 ASAKのX(旧ツイッター)も  
 ご利用ください！

随時更新しますので  
 フォローして下さい！



## 健康保険証の廃止で、マイナ保険証は不可避か？

2024年12月2日に健康保険証が廃止され、代わりにマイナンバーカードを使用する「マイナ保険証」の本格利用が始まります。この健康保険証が廃止された以後は、医療機関で診察を受ける場合には、マイナ保険証がなければ受診できないのでしょうか？

現実には、マイナンバーカードを発行していない人に対しては、従来の健康保険証と同等の機能を持つ資格確認書が発行されるため、何も心配する必要はありません。

### ◆ 健康保険証の廃止

従業員が健康保険の被保険者となったときや、従業員の家族が健康保険の被扶養者となったときには、健康保険証が発行されますが、この健康保険証の新規発行が、2024年12月2日以降は新規で発行されなくなります。

では、現在すでに発行されている健康保険証の取扱いですが、経過措置として最大1年間(2025年12月1日まで)今まで通りに使用することができます。ただし、健康保険証に有効期限が記されている場合で、2025年12月1日より前に健康保険証に記載されている有効期限が到来した場合や、転職・転居などにより保険者に異動が生じた場合は、その時点で失効となります。

なお、2025年12月1日までに従業員が退職したり、家族が被扶養者でなくなったりすること等で、使用できなくなった健康保険証は、これまでどおり、会社で回収する必要がありますが、2025年12月2日以降については、使用できなくなった健康保険証は、従業員自身で破棄することが認められています。

### ◆ 資格情報のお知らせ

マイナ保険証の本格的な利用に伴い、保険者より「資格情報のお知らせ」が発行されます。協会けんぽの場合は、2024年9月以降に、会社を経由して、加入している被保険者および被扶養者の全員に届く予定となっています。

この資格情報のお知らせにより、加入者の資格情報を伝えるとともに、マイナ保険証の利用登録に係る確認も行われることとなります。

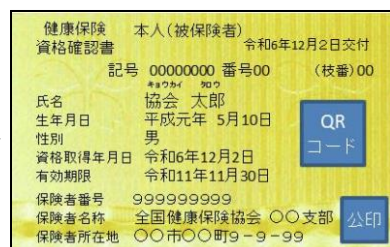
また、マイナ保険証に対応していない医療機関等を受診する場合や、何らかの事情により医療機関等でマイナンバーカードでの保険証利用ができないなどの場合には、この「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードとともに提示することで、保険診療により受診することが可能となるものです。

### ◆ マイナ保険証がなくても、資格確認書が発行されます

現在、国の政策として、マイナンバーカードの推進がされており、その政策の一部として、マイナ保険証の推進も進められています。ただし、現実にはマイナンバーカードを作っていない人や、マイナンバーカードを持っていても、自分の病歴、通院歴、服薬情報などの個人情報の漏洩を恐れて、マイナ保険証の利用登録をあえてしない方もおみえになります。

でも、このような方には、加入する保険者(協会けんぽなど)から交付される資格確認書を提示することにより、これまでどおりの保険診療を受けられるようになります。

資格確認書は、カード型やはがき型で氏名、生年月日、被保険者等記号番号などが記載されており、現行の保険証と内容はほとんど変わりませんので、特に大きな不都合はないと考えられます。



### ◆ 資格確認書の交付申請は不要

厚生労働省によれば、マイナ保険証を持っていない方すべてに、当分の間は、申請なしで交付するとしており、自治体協会けんぽ・勤務先の健康保険組合などから届くこととなります。当初、この計画が公表された際には、原則として、本人の申請が必要とされていたので、かなり緩和されています。

### ◆ 資格確認書の有効期限は最長5年

資格確認書の有効期限は最長5年とされており、加入している健康保険組合などによっては変わってきますが、協会けんぽの場合には、5年とされています。また、5年経過時には更新が必要ですが、こちらについても、今のところは、特に申請することなく、自動的に更新されるようです。この有効期限も、当初は1年の予定でしたが、実務的な煩雑さを考慮して5年とされたようです。

このように様々な議論を経て、結果として現状においては、積極的にマイナ保険証にせずとも、資格確認書にて、従来通りの医療を受けることが可能となっています。

## ◆ マイナ保険証には更新が必要

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書の有効期限は5年です。期限が切れるとマイナ保険証として使えなくなりますので、市区町村のマイナンバーの窓口で更新手続きを行う必要があります。

つまり、資格確認書は自動更新ですが、マイナ保険証は窓口での更新手続きが必要であり、かえって利便性が悪くなっているようにも感じられます。



## ◆ マイナ保険証の解除

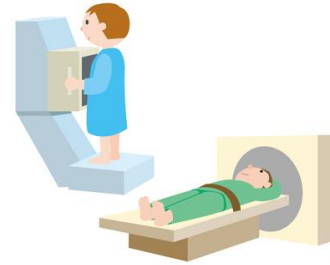
厚労省によると、早ければ2024年10月から登録を解除できるようになるそうです。自分が加入している保険者などに申し込むことで可能になります。もちろん、有効期限が切れるまでは、現行の保険証が使えますし、有効期限後は、資格確認書が交付されてきます。

また、更新することを失念した場合ですが、この場合には、資格確認書が交付されてくるようです。

# 会社負担の健康診断費用における注意点

## ◆ 検診費用の支払い方における注意点

会社が従業員に金銭で支給する給料、賞与などのほか、経済的利益も通常、給与等として源泉徴収の対象となります。しかし、従業員の福利厚生のために会社が負担する費用について、従業員が受ける経済的利益の金額が著しく多額である場合や役員だけを対象に供与される場合を除き、給与課税は不要とされています。



これについては、国税庁の質疑応答事例においても、会社が負担する従業員の人間ドックの検診費用について、希望者全員が検診を受けることができ、検診を受けた者の全員を対象にその検診費用を会社が負担する場合には、給与課税は不要であることが示されています。

この場合において、検診費用を会社が直接医療機関に支払うか、それとも従業員が立て替えて、後日会社で精算するのかについては、国税庁の質疑応答事例においても言及されておらず、どちらでも問題ないようです。あくまで、希望者が全員検診を受けることが可能で、検診を受けた全員の検診費用を会社が負担し、その負担額が著しく多額でなければ、いずれの方法であっても給与課税は不要となります。

## ◆ 会社の規程等に基づき負担し、給与等でないことを明確にすること

人間ドック等の検診費用を従業員が立て替えて、後日会社で精算することで、給与課税の対象にはならないこととなります。しかし、従業員に金銭を支給する以上は、税務調査等で給与等とみられることがないよう、会社の規程等に基づき、検診を受けた全員を対象に会社が負担するなどを定め、検診費用を負担するようにすることが望ましいと考えます。

例えば、検診費用の名目でも、渡切りで一定額を従業員に支給したり、会社の規程等でルールが定められておらず、対象者などがバラバラであったりする場合などでは、税務調査等で従業員に対する給与等と指摘されることも考えられますので注意が必要です。

## ◆ 従業員から会社名義の領収書の提出を受けて保存すること

従業員による立替精算の方法では、会社が負担する検診費用であることを明確にするため、精算に当たっては、従業員から会社名義の領収書の提出を受けてください。領収書の宛名が従業員の氏名であっても、その実態が、検診を受けた全員を対象に会社が負担するなどの検診費用であれば、基本的には給与等に当たりませんが、税務調査等でその内容が確認されることも考えられるので注意は必要です。

### 給与課税の対象にならない人間ドック等の検診費用

1. 希望者全員が検診を受けることができること
2. 検診を受けた全ての者の費用を会社が負担すること
3. 会社の負担費用が著しく多額でないこと

※ 会社が医療機関に直接支払う方法、従業員が立て替えて後日会社で精算する方法のいずれでも可



## 定額減税における住民税非課税世帯などへの給付

2024年6月から開始された定額減税。2024年度分の所得税・住民税から一定額が減税されています。給与所得者は6月以後に支払う給与等の源泉徴収額から、この減税額が控除されていますが、そもそも減税されるべき税金がないなどで、定額減税の恩恵が十分に受けられないケースがあります。このような、所得税と住民税の納税額が、減税額の4万円に満たないケースでは、減税しきれない差額を、1万円単位の給付でまかなうこととされています。



まず、住民税非課税世帯においては、世帯主に1世帯あたり7万円と18歳以下の児童1人あたり5万円が給付されます。2023年末より順次給付中で、2023年夏以降に給付された3万円とあわせると、1世帯あたり計10万円の給付となっています。

2023年度の住民税非課税世帯に加えて、2023年度分は住民税非課税世帯等ではなかったものの、2024年度分の個人住民税の税額決定時に、住民税非課税世帯に該当する場合も、10万円の給付対象となります。ただし、いずれも家族全員が個人住民税が課税されている他の親族等に扶養されている場合は対象外となります。

次に、住民税均等割のみが課される世帯の場合には、世帯主に1世帯あたり10万円と18歳以下の児童1人あたり5万円が給付されます。2024年2～3月より順次給付中です。

2023年度に住民税均等割のみ課税世帯に加えて、2023年度分は住民税均等割のみ課税世帯等ではなかったものの、2024年度分の個人住民税の税額決定時に、住民税均等割のみ課税される世帯に該当する場合も、10万円の給付対象となります。こちらにおいても、家族全員が個人住民税が課税されている他の親族等に扶養されている場合は対象外となります。

また、住民税・所得税を納付している世帯では、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、2024年分の所得税から3万円、2024年度分の個人住民税所得割から1万円が減税されますが、減税前の税額が少なく、定額減税可能額が、定額減税前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合には、定額減税しきれないと見込まれるおおむねの金額が、1万円単位で給付されます。

定額減税しきれない場合の給付については、原則、2024年6月以降に市区町村に納付する、2024年度分の個人住民税額等を市区町村が情報を確認した後、給付作業に入ることになります。なお、住民税非課税世帯や住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税をしきれない世帯の対象となる場合には、各市区町村より案内がある予定となっています。いずれの場合にも、給付ごとに各市区町村が定める申請期限があるので注意してください。

## 定額減税がふるさと納税の限度額に与える影響

返礼品や住民税の控除等の魅力から、年々、ふるさと納税の利用者は増え続け、今年もさらに増えることが予測されています。この際に、一定の配偶者を有する場合、定額減税の実施に伴い、2024年中に寄附する額が、2025年度分のふるさと納税の控除上限額に影響するケースがあるので注意が必要です。



ふるさと納税は、寄附した年の翌年度の個人住民税から一定額の控除を受けることができ、特例控除額の控除上限額については、「所得割額」の2割となります。

住民税における定額減税は、原則として、2024年度分の所得割額から減税額(本人:1万円、控除対象配偶者又は扶養親族:1人につき1万円の合計額)が控除されること、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(本人の合計所得金額が1,000万円超で、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者)に係る減税額1万円は、2025年度分の所得割額から控除されます。2024年度分の所得割額については、「定額減税前の所得割額」をベースにふるさと納税の控除上限額を算出するという特例が設けられているため、定額減税が2023年中に行った寄附額には影響しませんでした。

ただし、同特例は、2024年度分の住民税に限った措置なので、2025年度分には設けられていません。したがって、2025年度分の控除上限額は、「定額減税後の所得割額」をベースに算出する必要があるので注意してください。

そのため、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者が、2024年中に寄附を行い、2025年度分の住民税でふるさと納税の控除を受ける場合、控除上限額のベースとなる所得割額は、同配偶者の減税額1万円が控除された後の額となります。2024年中に控除上限額ギリギリまで寄附を行う場合には、2025年度分で控除される定額減税額が、あるのかどうかを確認してください。あらかじめ、定額減税後の所得割額をベースにした控除上限額を算定しておくといいかもれません。

## 育児休業給付の延長手続きが厳格化

育児休業の延長・再延長時に、一定の要件を満たした場合、雇用保険の育児休業給付金についても支給が延長されることになっていますが、2025年4月1日より、この育児休業給付金の延長・再延長時の手続きが厳格化されます。

### ◆ 給付金の延長・再延長

雇用保険の育児休業給付金は、子どもが1歳または1歳6ヶ月になる際、保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないとき等に、子どもが1歳または1歳6ヶ月以降も支給されるものです。これまでは市区町村の発行する入所保留通知書などにより延長・再延長に該当するかの確認が行われてきましたが、2025年4月からは、保育所等の利用申し込みが「速やかな職場復帰のために行われたものであると認められること」により判断されることになります。

### ◆ 速やかな職場復帰とは

速やかな職場復帰のために行われたものであると認められるためには、以下①～③の要件のすべてを満たしている必要があります。

- ① 原則として子どもが1歳に達する日の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
- ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと

②の「合理的な理由」として認められるのは、申し込んだ保育所等が従業員本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合(従業員本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が、30分未満の場合を含む)等の限定的なものになっています。

### ◆ 2025年4月以降の手続き

2025年4月以降の延長・再延長時には、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることの判断ができるよう「育児休業給付金支給申請書」に、以下の書類を添付する必要があります。

- ・ 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- ・ 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し
- ・ 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(入所保留通知書、入所不承諾通知書など)

このうち「育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書」は、厚生労働省ホームページにおいて様式が公開されており、申請する従業員が作成することになります。

これらの手続きについては、保育所等の申し込みの時期や、入所を希望する保育所等の選択にも関わるものであることから、厚生労働省から公開されているリーフレットを活用するなどして、早めの準備が必要です。

## 9月度の税務スケジュール

内 容	期 限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額納付	納 期 限 9月10日(火)
7月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 9月30日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
1月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	

## 今月の名言録

### 自分を見つめる

人間というのは、あまり賢くないのかもしれませんが。

私もいい加減年をとって過去を振り返ってみると「あのとき、こうすれば良かった」と思うことばかりです。

皆さんが若気の至りで早まったことをしそうになると、親は忠告してくれるでしょうが、その親にしても、若いころを振り返れば後悔することが多いはずですよ。

あるいは、若いときの痛い失敗があればこそ、子どもに同じ過ちを繰り返させないために、そのように口を酸っぱくして注意するのもかもしれません。

親も子も、みんな人生で同じことを繰り返しているのです。

子どものころに、この人生のあり様を見通すことができればいいのですが、誰もそのようなことはできないのです。そしてみんな同じ失敗を繰り返しているのです。

しかし、逆に言えば、若いときの失敗や苦労があるからこそ、それを教訓として生かし、後の人生をより素晴らしいものとすることができるのだとも言えるでしょう。

ただしそのためには、自分の失敗を素直に振り返る謙虚さと、自分を厳しく見つめる向上心が必要なことは言うまでもありません。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所刊)



### 無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がお見えでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願いいたします。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

**何でも気軽にご相談ください！**

### 事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階  
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167  
<https://asaoka-kaikai.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1  
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

